

## (営繕工事版) 週休2日取組促進型工事实施要領の改定について

### 1 改定理由

国土交通省において、建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（通知）」（平成30年3月20日付け国地契第71号、国営管第451号、国営計第120号、国営建技第3号）により、営繕工事に係る労務費の補正等の試行を行う週休2日の取組を行う工事（週休2日促進工事）を実施されています。これまでの取組状況を踏まえ、実施要領が改定され、令和2年度以降に入札手続きを開始する工事から適用することとされました。

本県においても、平成31年度より建設産業におけるワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、実施要領を定め週休2日チャレンジ型工事の取組みを進めているところですが、国土交通省の実施要領が改定されたこと、これまでの取組状況を踏まえ課題等に対応する必要があることから、本県の（建築工事版）週休2日チャレンジ型工事实施要領および「建築工事等における週休2日の取得に要する費用の計上」試行要領（案）を改定するものです。

### 2 改定の概要

#### (1) 要領体系の見直し

（建築工事版）週休2日チャレンジ型工事实施要領および「建築工事等における週休2日の取得に要する費用の計上」試行要領（案）により運用してきましたが、それぞれの要領の各項目について同様の内容が多いことから、これらを整理し一つの要領として見直します。また、それにあわせ要領の名称も見直します。

#### (2) 用語の定義の見直し

##### ① 週休2日の見直しと休曜日の振替えの追加（2.（1）、（6）関係）

週休2日については、改定前は、土曜日と日曜日または特定の2曜日としていました。また、休曜日の振替えについても認めていませんでした。特に、執務並行改修の場合に施設管理者からの要望により、施設運営に支障がある音の出る工事や安全管理上の問題がある工事は、休日に作業を行うことが多く、予定についてもあらかじめ決めにくいという性格があります。このことから、週休2日の取得を最優先かつ柔軟に対応できるように、1週間のうちの2曜日の休暇とすること、ならびに降雨等による予定外の閉所日および作業内容等により休日にしかできないと監督職員が指示した場合の休曜日については、振替えができることとします。

##### ② 非対象期間の見直し（2.（3）関係）

非対象期間のうち、準備期間については、土木工事においても実態に即して見直されたことから建築工事においても非対象期間としないこととします。また、後片付け期間について、建築工事の場合は実際に現場稼働していることが多いことから、国土交通省の取り組みと同様に当該期間について非対象期間としないこととします。

#### (3) 対象工事の見直し（3. 関係）

週休2日対象工事については、原則、すべての建築工事に適用することとします。これは、受注

者のノウハウや施工方法により、発注者が想定した工期より早い工事完了の可能性もあること、予定外の現場閉所日および監督職員指示による作業をした休日の振替えを可能にしたこと、工事成績において週休2日に対する発注者の取り組み姿勢を評価すること、としたことから対象工事を広げるものです。しかしながら、工事完了期日が決まっており、かつ工期が著しく短いなど週休2日が実施できない場合は除外することができるものとします。

実際の発注時に設定工期では週休2日の実施が困難な可能性のある工事についても、希望型にて発注し、受注者との打ち合わせにより実施するものとします。特記仕様書には、施設要望や工程の管理上できない場合もあることを明記することとし、週休2日の実施に向け前向きに検討された場合等は、実際に4週8休等が完全実施されなかった場合についても工程管理にて評価するものとします。

#### (4) 積算方法等の見直し

##### ① 単価の補正方法等の見直し（5. (2)関係）

単価の補正方法等について、国において、基準単価および基準補正単価の補正率が見直されたことに伴い、週休2日の補正率についても見直されました。県の積算基準は国の基準に準拠していることから、同様に週休2日の補正率についても見直します。

##### ② 積算および変更方法の見直し（5. (3)関係）

受注者希望方式では、これまで当初契約時において週休2日を実施しなかったものとして工事費を積算した予定価格を基に契約し、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率に応じた金額に増額変更していました。改正後は、当初契約時に4週8休以上を前提として労務費を補正し工事費を積算した予定価格を基に契約し、週休2日の達成状況を確認した結果、4週8休未満の実施の場合は現場閉所率に応じて減額変更する方式に見直します。これに伴い、積算条件明示書において、工事費に含んでいる週休2日の積算分を工事費に対する割合で記載することとします。

#### (5) 現場閉所の確認方法等の見直し

##### ① 記載方法の見直し（7. 関係）

要領の記載方法について、これまで県土木の記載方法としていましたが、県土木の週休2日制度は発注者指定型のみとされたことから、営繕関係については、国に準拠する形で見直します。

##### ② 工事成績評定の見直し（7. (3)関係）

工事成績評定の評価について、これまで現場閉所率に応じて一律に評価していました。しかしながら、週休2日工事で、特に4週8休以上の現場閉所を達成した場合に、同種の工事と比較すると評価が著しく高くなる傾向にありました。これは、工事成績評定において創意工夫と工程管理の二重に評価していたためと思われます。このことから、創意工夫での評価点を下げ、その代わりに工程管理での評価を追加します。また、発注者指定方式の場合に受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、その現場閉所の実施状況や内容に応じて工事成績を減点することができるように見直します。

(6) その他

令和2年7月1日以降の入札公告に係るものから適用することとします。